

子ども・子育て支援事業計画の中間年見直し  
に対するQ&A一覧（令和4年7月29日時点）

■ Q&A

問1 資料2別紙(10)幼稚園における一時預かり（預かり保育）、(12)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実績について

幼稚園の預かり保育とファミリー・サポート・センターの一時預かりの利用実績が方策をかなり下回っているが、現実として、預かり希望がなかったのか、預けたくても預けられなかったのか。

○幼稚園における一時預かりについては、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が総体として減少したものであり、必要なかが利用できる体制は十分確保し、実際の需要にも対応することができました。

ファミリー・サポート・センター事業については、問2のとおり。

問2 【資料2別紙】第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（意見募集用） p.6 (12)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

この数字の乖離について、ご説明願いたい。

○依頼会員については若干減少した一方、提供会員については概ね同数であることから、ファミリー・サポート・センターとしての提供体制については、従前と同水準を保つことができていると考えています。

(12)子育て援助活動支援事業では、就学時の登校等の送迎に関するものを計上していますが、これらの活動は新型コロナウイルス感染症の影響で在宅勤務が推進されたこと等により、利用者数が減少したものと推察しているところであり、利用したくてもできないという状況によるものではございません。

問3 【資料2】子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについての「1. 保育所等待機児童数の推移（4月1日現在）」

令和2年度から令和4年度にかけて大幅に待機児童の減少がみられるが、どの対策が効果的だったのか教えてください。

〇〇～2歳児については、小規模保育施設の新設により保育の受け皿が拡充されたことの効果が現れてきたものと捉えています。3～5歳児については、幼稚園を始めとした様々な子育て資源が利用者の選択に資するよう環境を整える取り組みを推進したことによるものと捉えています。

一方で、待機児童数は保育需要の増減にも影響を受けるところであり、近年の新型コロナウイルスの感染拡大や保護者の就労環境等の変化の影響も注視しながら、引き続き傾向を分析する必要があると考えております。

問4 【資料2】子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについての「1. 保育所待機児童数の推移（4月1日現在）」

令和2年度から令和4年度の申請数（母数）を教えてください。

〇申込児童数の推移は次のとおりです。

令和2年度 3,084人

令和3年度 3,062人

令和4年度 3,181人

問5 【資料2別紙】第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（意見募集用） p.3 (5)放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

令和4年度になって、入所したくてもできない児童がいたと聞いているが、令和3年度は全入所希望者が入所できているのか。また、基準を満たさない（希望しても児童クラブに入所できない）場合とはどんな場合をいうのか。

〇令和3年度は、確保の方策を100%達成し、総体としては受け皿を確保することができましたが、学区域との結びつきが強い児童クラブサービスの性質により、全体の半数を超える児童クラブで定員割れが生じている一方、一部のクラブへの申込者数が大幅に増加したことで、令和3年度、令和4年度とも、一部のクラブで待機児童が生じています。

申込者数の増加が一過性のものなのか継続的に生じうるもののかなどについて、しっかりと見極めていくことが重要であると考えているところであり、今後とも状況等を注視しつつ、柔軟に対応していきます。

また、希望しても児童クラブに入所できない場合については、児童クラブの入

会決定にあたって、提出された書類をもとに内容の確認及び調査を行い、保護者の状況に基本指数を付与し、さらに、保護者のいずれかの基本指数の低い方に調整指数を付与します。基本指数（保護者のいずれか低い方）と調整指数を足した合計指数を児童に付与し、保育の必要性が高いとされる合計指数の高い児童より入会決定をします。東村山市の児童クラブでは、入会に必要な合計指数を30としています。

このため、入会に必要な合計指数である30を満たしていない児童については、入会決定となりません。